

-19日、8月-22日、9月-16日であり、最高気温35℃以上の日も8月に1日ありました。

一方、今夏の節電対策については、「電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議 合同会議」の「今夏の電力需給対策について」(平24・5・18)で、沖縄を除く全国共通の要請として7月2日～9月28日の間の平日(8月13日～15日を除く)午前9時～午後8時に数値目標を伴わない節電が、さらに東北・東京電力を除く各電力会社管内では「節電メニュー」(経済産業省HP http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/supply_120606_01g.pdf#search=夏季の節電メニュー)を参考に、一定期間中の数値目標を定め、その目標値相当分の節電が要請されました。これに伴い、厚生労働省も「事務所衛生基準規則」上の規定との関係を整理して「今夏の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて」(平24・6・6基発0606第1号ほか)を通達しています(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-35-1-0.htm>)。

気象庁は昨年に続き今年も、夏季の熱中症への注意喚起の為、予想最高気温に基づく「高温注意情報」の発表を5月31日から開始しています(<http://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/data/kouon/index.html>)。

気温予想に注意しながら、厚生労働省(以下に概要を記載)が示した今年の職場での取り組みの重点を念頭に、各職場での熱中症予防対策を進めてくださるよう、お願いします。

＝ 平成24年の職場における熱中症予防対策の重点 ＝

(厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h24_nettyuuchou.html

1 建設業や建設現場に付随して行う警備業の職場では、特に次の4項目を重点的に熱中症予防対策を実施すること。

- (1) WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、単独作業の回避を行うと共に、作業時間の見直しを行うこと。
作業時間については、特に、7・8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超える場合、原則「作業を行わない」ことも含めた見直しを図ること。
- (2) 作業者の睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱下痢等による脱水等のおそれがある場合、熱中症の発症に影響を与えることから、作業には日常の健康管理に関する指導のほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業には作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (3) 管理・監督者が頻繁に巡視を行う、朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させること。
- (4) 高温多湿作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設ける等配慮すること。

2 製造業では、職場での熱中症予防対策を実施し、特に次の2項目を重点事項とすること。

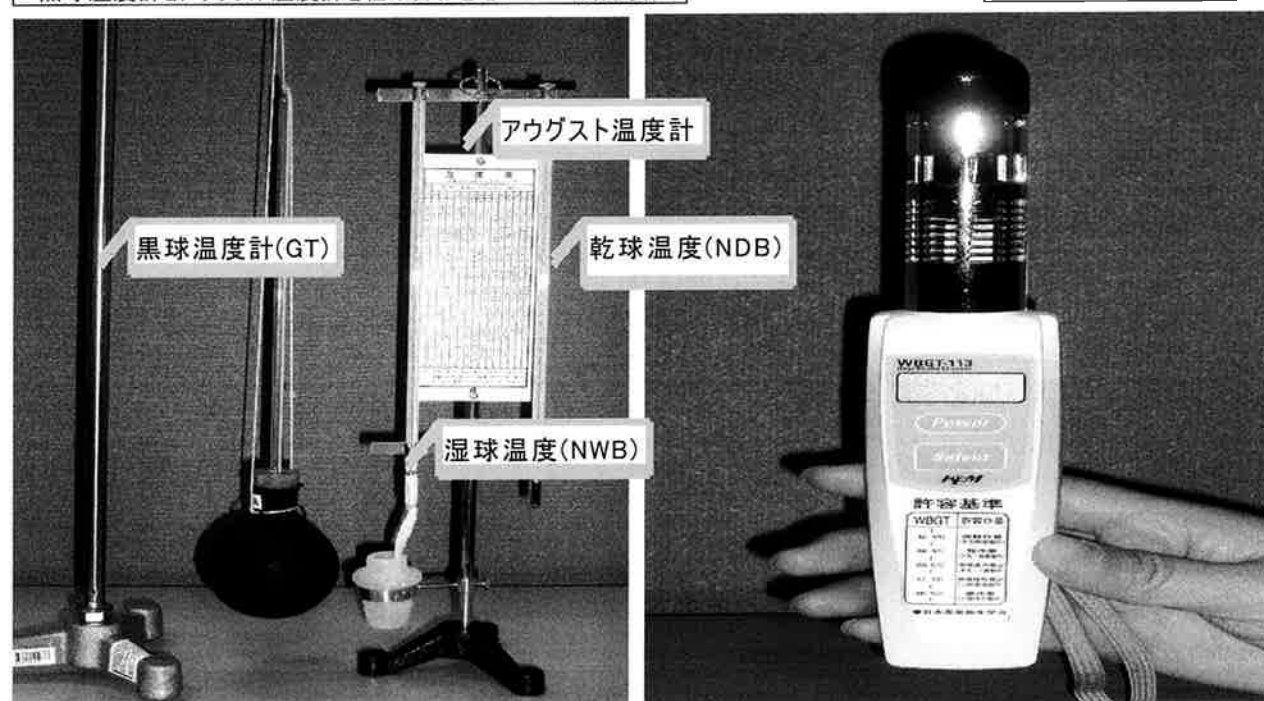
- (1) WBGT値について計測等を行い、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと。
- (2) 管理・監督者が頻繁に巡視を行う、朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を定期的に摂取させること。

3 初夏時期は、熱への順化が十分行われていないことや労働衛生教育が十分でないと考えられるので、作業員への教育をはじめとする基本対策を早い時期から実施しておくこと。

また、神奈川産業保健推進センターにはWBGT値を簡単に測定できる機器を常備していますので、熱中症予防対策にお役立てください。

黒球温度計とアウグスト温度計を組み合わせたWBGT測定装置

WBGT簡易測定器



☆ 最近の法令改正 ☆

労働安全衛生規則の改正(平24・4・1～施行)について—機械に関する危険性等の通知、危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示に関する改正

機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進、職場における自主的化学品管理の促進に関する省令案の改正に関する労働政策審議会の答申(平23・12・26)をふまえた改正・労働安全衛生規則が平成24年4月1日から施行され、同規則(省令)の施行や関係告示の適用が厚生労働省から通達(平24・3・29基発0329第7号)されました。これに伴い、これまでの「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平4労働省告示第60号)は、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(平24・3・16厚生労働省告示第133号、関係:平24・3・29基発0329第11号)としてリニューアルされています。

危険有害化学物質の表示制度に関し、改正された内容は—

(1) 危険有害化学物質等(※1)を容器などに入れるなどして譲渡、提供する場合は

- ① 名称
- ② 成分
- ③ 人体に及ぼす作用
- ④ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑤ 表示する者の氏名
- ⑥ 注意喚起語
- ⑦ 安定性及び反応性

などの事項を、当該物を取扱い労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの(※2)によって、その容器又は包装に表示するよう努めなければならないことになりました。(労働安全衛生規則第24条の14)

※1 「危険有害化学物質等」については、平成24年3月26日厚生労働省告示第150号により

労働安全衛生規則第24条の14第1項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、日本工業規格Z7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A.4を除く)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする

と定められました。

※2 「標章で厚生労働大臣が定めるもの」については、平成24年3月26日厚生労働省告示第151号で

労働安全衛生規則第24条の14第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。但し、同項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標章又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする(詳細略)

と定められました。

(2) 特定危険有害性化学物質等(労働安全衛生規則第24条の14第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「危険有害化学物質等」のうち、法第57条の2の対象となる物以外のもの)を譲渡、提供する場合は

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 物理的及び化学的性質
- ④ 人体に及ぼす作用
- ⑤ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑥ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ⑦ 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
- ⑧ 危険性又は有害性の要約
- ⑨ 安定性及び反応性
- ⑩ 適用される法令
- ⑪ その他参考となる事項

を譲渡し又は提供する相手方の事業者へ通知するよう努めなければならないことになりました。(労働安全衛生規則第24条の15)

(3) 今般の改正の契機となった労働政策審議会の答申(平23・12・26)によれば、政府・厚生労働省は今後、これら物質(約4万物質)のGHS分類結果を含むデータベース化等のインフラ整備を進めていくことになっています。なお、新設された労働安全衛生規則第24条の14・15の努力義務対象からは外れる(従来から安衛法によってMSDSの交付やパッケージ等への表示が義務付けられていた)物質の一覧を当センターHPにもアップしましたので、以下のURLから御活用ください。

(<http://www.sanpo-kanagawa.jp/docs/kaiseianeisoku.pdf>)

母性保護のための「女性労働基準規則」の改正(平24・10・1～施行)—生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止

母性保護のために生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則(女性則)」の一部を改正する省令が今年4月12日に公布され、改正則は平成24年10月1日から施行されます。改正・女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(従来の規制対象は9物質)を規制対象とし、これらを取り扱う作業場のうち一定の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業が禁止されます。詳しくは、以下のURLから厚生労働省のHPをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000027poc.html>)